

平成16年8月～平成17年7月に支給される一時金に適用される

## 換算率

【参考】改正前

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された保険給付に乗すべき率 (単位%)	支給された保険給付に乗すべき率 (単位%)
S 50年4月1日～51年3月31日	225	225
51年4月1日～52年3月31日	203	202
52年4月1日～53年3月31日	185	185
53年4月1日～54年3月31日	175	175
54年4月1日～55年3月31日	165	165
55年4月1日～56年3月31日	156	156
56年4月1日～57年3月31日	149	149
57年4月1日～58年3月31日	142	142
58年4月1日～59年3月31日	138	138
59年4月1日～60年3月31日	134	134
60年4月1日～61年3月31日	129	129
61年4月1日～62年3月31日	126	126
62年4月1日～63年3月31日	123	123
63年4月1日～元年3月31日	119	119
H 元年4月1日～2年3月31日	116	116
2年4月1日～2年7月31日	113	112
2年8月1日～3年7月31日	116	116
3年8月1日～4年7月31日	113	112
4年8月1日～5年7月31日	108	108
5年8月1日～6年7月31日	106	106
6年8月1日～7年7月31日	104	104
7年8月1日～8年7月31日	102	102
8年8月1日～9年7月31日	101	101
9年8月1日～10年7月31日	99	99
10年8月1日～11年7月31日	98	98
11年8月1日～12年7月31日	99	99
12年8月1日～13年7月31日	98	98
13年8月1日～14年7月31日	98	98
14年8月1日～15年7月31日	99	99
15年8月1日～16年7月31日	100	100